

事務連絡
令和元年(2019年)9月27日

入札参加者 様

建設政策課建設業係長
建設政策課技術管理室入札・契約班
副主任専門指導員

営業所の専任技術者の現場配置について（通知）

営業所の専任技術者は、例外的に「所属営業所に近接した（原則として同一地域振興局管内）現場で、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある場合」のみ現場配置を認めていますが、「所属営業所に近接した現場」の解釈は下記のとおりとしますので、適切な運用をお願いします。

記

- 1 「所属営業所に近接した現場」とは、「同一地域振興局管内又は所属営業所から現場までの移動時間が概ね1時間程度」として扱う。
ただし、専任を要する工事現場への配置は、認められない。

建設政策課建設業係	小原	内線 3324
技術管理室入札・契約班	吉川	内線 3346